



種類 量 処理等		汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ	廃 プラ スチック 類	金 属 く ず	ガ ラ ス	陶 磁 器	コ ン ク リ ー ト 類	紙 く ず	木 く ず	織 維 く ず	そ の 他		
一 月 当 り の 数 量 (kg/日)	1月															
	2月															
	3月															
合 計																
自 家 処 理	埋立 処分															
	焼却 処分															
	そ 他															
業 者 処 理	業 者 回 収															
	売 却 処 理															

備考

- 1 焼却処分の場合は、処分後の残さの種類、量およびその処理方法等についての明細を添付すること。
- 2 「自家処理」欄のうち「その他」とは特に複雑な処理を施す場合等をいい、無害化、安全化の装置、処理方法の概要等についての明細を添付すること。
- 3 業者処理の場合は、その業者（氏名、所在地、電話番号）および、その処理方法等についての明細を添付すること。
- 4 自家処理および業者処理の区分には、当該処理の欄に 印をすること。
  - ・同じ種類で処理方法が違う場合は、その内訳を記入すること。
  - ・自家処理による埋立処分の場合は、その位置図を添付すること。